

令和5年第3回守山市教育委員会（定例会）会議録

○ 日 時 令和5年3月23日（木）
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後2時30分

○ 場 所 守山市役所 東棟3階大会議室

○ 出席委員等 教育長 向 坂 正 佳
委 員 福 田 正 悟 委 員 吉 田 郁 雄
委 員 里 内 緑 委 員 高 倉 直 子

○ 説 明 員
教育部長 嶋 本 昭 教育部理事 菅 井 亨
教育部次長 植 村 俊 之 教育部次長 林 龍 史
教育総務課長 武 田 夕希子 学校教育課長 寺 井 信 義
保育幼稚園課長 高 田 利 則 保育幼稚園課幼保指導担当課長 吉 澤 友 里
社会教育・文化振興課 宮 下 茂 久 文化財保護課長 池 内 秀 明
図書館長 松 本 孝 子

	(開会：午後1時30分)
教育長	<p>それでは、定足数に達しておりますことから、これより令和5年第3回教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>本日の会議は、新型コロナウイルス感染予防のため、案件に係る職員のみのお出席とさせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>それでは、これより議事日程により進めさせていただきます。</p> <p>まず、日程第1、令和5年第2回教育委員会定例会会議録の承認についてご意見等はございませんか。</p>
吉田委員	会議録の記載方法を変更されましたか。
教育総務課長	特に変更したところはありません。
吉田委員	以前は委員の発言後に回答者の発言が入っていましたが、今回より委員と回答者の間に教育長の発言が入っています。
教育総務課長	会議録の記載の方法で、司会の教育長の「はい、何々」のような発言が入っているというご指摘でしょうか。
吉田委員	そうです。
教育総務課長	今までは司会の教育長の発言を省略して記載していましたが、今回は会議録に記載をさせていただいたというところでございます。
教育長	読みにくいというご意見でしょうか。
吉田委員	いいえ、以前と違う理由は担当者が変わったからですか。
教育総務課長	はい、読みにくいのであれば元に戻させていただきます。
教育長	いかがでしょうか。読みやすいのであれば司会の部分は割愛させていただきますのでよろしいですか。
教育総務課長	「はい、何々」という教育長の司会の記録について、特に会議録の流れに影響するものではないため今までのとおり割愛させていただきますと存じます。

教育長	<p>それでは他に意見がございませんので、令和5年第2回教育委員会定例会の会議録は、今、ご指摘ありましたところを修正してそれ以外は異議がないものとして、承認いたします。</p> <p>次に日程第2、教育長の業務報告をいたします。</p> <p>【教育長 業務報告】</p> <p>只今の業務報告につきまして、ご質問等ございませんか。</p>
里内委員	<p>3月2日の子育て支援対策特別委員会の研修会について、この特別委員会はこういったメンバーで、どのようなことを目的にされている委員会ですか。</p>
教育長	<p>この特別委員会は市議会議員のメンバーで構成されており、子育て対策について研究されています。今回は小崎恭弘大阪教育大学教授が講師として招かれ、その内容について特別委員会で研究され、市に提案される形です。教育関係者として私もお誘いいただきましたので、出席しました。</p>
里内委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
教育長	<p>他にご質問等ございませんか。</p> <p>無いようでありますので、これで教育長の業務報告を終わります。</p>
教育長	<p>これより日程第3、審議事項に入ります。</p> <p>それではまず、議第8号「教育財産の取得の申し出にかかる教育長の臨時代理の承認についての件」を議題といたします。</p> <p>教育総務課長から提出議案の説明を求めます。</p>
教育総務課長	<p>【教育総務課長が資料により説明】</p>
教育長	<p>それでは、只今の説明に対しご質問等ございませんか。</p>
高倉委員	<p>他の小学校や中学校でこのようなケースはないのでしょうか。</p>

教育総務課長	<p>他に2つはございまして、両方ともお借りしているのは守山小学校の敷地でございます。</p> <p>その他の学校につきましては、お借りしている敷地はございません。</p>
高倉委員	<p>その土地は好意的に貸して下さっているのですか。それとも土地を譲渡いただけないのかどちらでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>以前より交渉をしてきましたが、委員がおっしゃるとおり、土地所有者は賃借するが譲渡しない意向です。</p>
吉田委員	<p>参考に、河西小学校はいつできましたか。</p>
教育総務課長	<p>明治に開校しております。土地につきましては、賃貸借契約書によりますと昭和43年からお借りしております。</p>
吉田委員	<p>賃料は変動していると思いますが、合計すると結構な金額になりますね。</p>
教育総務課長	<p>「守山市公有財産賃貸料算定基準」という市の賃貸借基準に基づき、過去3年の固定資産課税標準額を平均し、その額に一律4%を乗じた額を1㎡あたりの年間賃料とすることを原則として賃料を算出しております。</p>
福田委員	<p>通常は、建てる時に借りるという発想というのはないと思いますが、場所を少しずらすことはできなかったのでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>元々は別の場所に建築されていたそうですが、改築後に現在のお借りしている敷地になったということを確認しています。</p>
吉田委員	<p>市が建築するなら借地を選ばなくてもよかったのではないかと不思議に思い、質問させていただきました。</p>
教育総務課長	<p>少し補足しますと、かつて他の小学校敷地にも借地があり、交渉の結果、お譲りいただいた経緯がございます。今回の件についても、残っている物件の一つがついにお譲りいただけたというところでございます。</p>

教育長	<p>それでは、お諮りします。</p> <p>議第 8 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声あり】</p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>次に議第 9 号 「河西小学校体育館長寿命化改修建築工事に係る契約の締結につき議決を求めることに係る教育長の臨時代理の承認について」の件を議題といたします。</p> <p>教育総務課長から提出議案の説明を求めます。</p>
教育総務課長	<p>【教育総務課長が資料により説明】</p>
教育長	<p>只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。</p> <p>無いようでありますので、これで質疑を終わり『採決』致します。</p> <p>お諮りします。議第 9 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声あり】</p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>次に、議第 10 号「令和 5 年度守山市教育基本方針の策定について」の件を議題と致します。</p> <p>教育総務課長から提出議案の説明を求めます。</p>
教育総務課長	<p>【教育総務課長が資料により説明】</p>
教育長	<p>教育部長、補足お願いします。</p>
教育部長	<p>今ほど教育総務課長が説明させていただきました PDF データ 9 ページの「やすらぎ支援員」について、「相談」が抜けておりますので成文化する時には「やすらぎ支援相談員」とさせていただきます。</p>

教育長	<p>只今の説明に対しまして、ご質問等ございませんか。</p>
吉田委員	<p>PDFデータ 16 ページ、最後の (12) のその他にありますこども家庭センターについてですが、こども家庭センターやこども大綱などは国の動きということで守山市が何か考えているような内容ではないということでしょうか。</p>
教育部理事	<p>こども家庭センターにつきましては、国が定めるものに基づきまして、市で令和 6 年の 4 月から体制づくりをさせていただくものとなっております。</p> <p>こども家庭センターの設立とその他にもこども大綱に基づいた国の動きがあるので、その動向をそれぞれ注視していくというようなことでございます。</p>
吉田委員	<p>先月、私がこども家庭センターについて質問し、守山市で設立に向けて準備していると回答をいただいています。</p> <p>先ほどの説明では、こども家庭センターやこども大綱などは国の動きということで、守山市の動きではないということですね。</p>
教育部理事	<p>国の法律に基づいて、こども家庭センターをつくる方向になっております。</p>
吉田委員	<p>子ども施策の基本事項を定めるこども大綱の策定など、国の動きがあることから、守山市ではこども家庭センターの設立という方向ですか。</p>
教育部理事	<p>こども家庭センターの設立に加えて、守山市子ども・子育て応援プランというのがございまして、子ども施策の基本方針の事項を定めるに当たっては、この大綱をもとに変更をしていく必要があるということで書かせていただきました。それぞれ、こども家庭センターの設立、子ども施策の基本事項を定める、こども大綱の策定という動きを見ながら、それぞれ組織をつくることと、こども大綱に基づいた子どもの計画をつくることと、それぞれあるという意味ですが、少し表現がおかしいでしょうか。</p>
吉田委員	<p>こうして説明いただけると理解できます。</p>

教育部理事	この箇所の表現が少し分かりにくいでしょうか。
福田委員	国が指針をもって、この2つの実施を下ろしているのですね。
教育部理事	そういうことです。
福田委員	それを県、地域、市が検討するということですね。
教育部理事	そうです。
吉田委員	そういう流れですね。
教育部理事	そうです。
福田委員	それであるなら大体理解できます。
教育部理事	表現についてはいかがでしょうか。
福田委員	表現は悪くはないと思います。
教育長	<p>それでは一般的に誰が見ても分かるようにもう一度文を検討してもらって再提示するという形でよろしいですか。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>それではないようでありますので、これで質疑を終わり、採決をいたします。</p> <p>お諮りします。議第10号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	【異議なしの声あり】
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり議決することに決しました。</p> <p>ただしその部分は、もう一度訂正して送らせていただきますので、ご検討を願います。</p> <p>次に議第11号「令和5年度(2023年度)守山市人権・同和教育基本方</p>

<p>学校教育課長</p>	<p>針の策定について」の件を議題といたします。</p> <p>議件について、学校教育課長から提出議案の説明を求めます。</p> <p>【学校教育課長が資料により説明】</p>
<p>教育長</p>	<p>只今の説明に対し、ご質問等はありませんか。</p> <p>ないようでありますので、これで質疑を終わり、採決いたします。</p> <p>お諮りします。議第 11 号については、原案のとおり議決することにご異議ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【異議なしの声あり】</p>
<p>教育長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり議決することに決しました。</p> <p>次に、議第 12 号「守山市修学奨励金給付規則を廃止する規則の制定について」の件を議題といたします。</p> <p>議件について、地域総合センター所長から提出議案の説明を求めます。</p>
<p>地域総合センター所長</p>	<p>【地域総合センター所長が資料により説明】</p>
<p>教育長</p>	<p>只今の説明に対し、ご質問等はありませんか。</p> <p>無いようでありますので、これで質疑を終わり採決いたします。</p> <p>お諮りします。議第 12 号については、原案のとおり議決することにご異議ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【異議なしの声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり議決することに決しました。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、議第 13 号「守山市立図書館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の件を議題といたします。</p> <p>図書館長から提出議案の説明を求めます。</p>

図書館長	<p>【図書館長が資料により説明】</p>
教育長	<p>只今の説明に対し、ご質問等はございませんか。 無いようですので、これで質疑を終わり採決いたします。 お諮りします。議第 13 号については、原案のとおり議決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声あり】</p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。 よって本件は、本件は原案のとおり議決することに決しました。 これで審議事項を終わります。 次に、日程第 4、報告事項に移ります。 まず、「令和 5 年守山市議会 3 月定例会月会議教育委員会関係質疑質問の概要について」、時間の都合上、説明は省略いたしますが、ご質問等ございませんか。</p>
吉田委員	<p>こちらの資料 3 ページにあります来年度より実施の地域学校協働活動事業について、今までにない新しい取り組みということでご回答されているわけですね。</p>
社会教育・文化振興課長	<p>前回説明させていただきましたが、令和 5 年度からの新規事業になります。「学校応援団」とも呼んでいたこともあるかと思いますが、地域の力を学校に取り入れていくというところで、それがうまく根付いていくと不登校対策といいますか、児童、生徒への声掛けや、また、公民館職員を地域学校協働活動のコーディネーターに位置づけておることから、公民館等もまた居場所作りの一つになるというところでこのような答弁をさせていただいたということでございます。</p>
教育長	<p>以前、人材バンクというのが学校教育課で整理したのがあり、各学校が持っておりますけれども、それが学校からそれぞれの個人や団体に連絡するという形になって、学校とその個人や団体だけになってしまっていたのを、できるだけ公民館を介して公民館のほうに運営してもらいながら、もっと地域と学校と連携していこうということで、来年度は 3 校を一応モデル校にして始めさせていただくということをしています。令和 6 年度からは、全小中学校で実施しようと考えております。</p>

<p>里内委員</p>	<p>田中議員の質問の3つ目の教育現場の支援についてという答弁の中の最後のほうに特に新年度にはというところで、新たに支援員ということで、教育情報化推進支援員も新たに配置するということが書いてありますけれども、この支援員はどのような形ですか。各学校に1人ずついるのか、時間数や日にちなど詳しく教えていただければと思います。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>教育情報化推進支援員につきましては、GIGA スクール構想に伴う1人1台端末や教職員の一人ひとりの端末について、アカウントの管理や修理、その他も含めまして、以前より学校教育課で対応してきました。しかし、台数が非常に多く他の業務ができない状況がございましたので、教育情報化推進支援員を5月より新たに配置いたしました。人数といたしましては1日で1人ですが、例えば午前中で2人来ていただくということもございます。</p> <p>場所といたしましては、委託会社から各学校や教育委員会の依頼に応じて出向いて作業していただく契約となっており、各学校に1人というわけではございません。</p>
<p>高倉委員</p>	<p>質問を見たところ不登校のことを聞いている議員さんが多くいらっしゃいました。19 ページの川本議員の2点目の質問で、くすのき教室というものができてきましたが、どういうものなのか教えていただきたいです。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>守山市教育研究所が、エルセンター、旧守山女子高校の校舎の3階・4階を適応指導教室等として活用しており、くすのき教室はその4階にあります。</p> <p>「守山市の木」であるくすのきの愛称をつけて、適応指導教室くすのき教室と呼んでいます。</p> <p>そこには市内の13小中学校で、学校に行きにくい子どもたちつまりは、学校に、教室に戻る一歩手前で、少し場所を変えたら行ける小中学生がおよそ年間平均して10名程度在籍しておりまして、毎日9時頃から3時頃まで、4階で勉強しているのがくすのき教室です。</p> <p>そこには研究所の所員や適応指導教室の指導員がおりまして、教員免許を持っている者も一緒に勉強しております。</p>

教育長	<p>勉強と言いましても、それぞれの状況が違いますので、ただ来て相談員と話して帰るといふのもありますし、以前はコロナでできていませんでしたけれども、皆さん調理など体験的な活動しながら過ごしています。少し慣れてきた辺りで勉強しようかという話もしていたりして、それぞれその子に合わせたいい意味でのプログラムをつくりながら保護者とも寄り添って行っているというのが現状です。</p>
高倉委員	<p>保育園の待機児童は、令和4年度、令和5年度で大体どれぐらいいるのでしょうか。</p>
保育幼稚園課長	<p>4月1日現在、令和4年は9人でしたが、5年度については現在調整中ですが、申し込みが88名ほど、特に1歳児や2歳児、低年齢児を中心に増えておりまして、4年度を大きく上回る見込みである状況です。</p> <p>最終的には4月1日の状況で、例えば申し込み後に育児休業延長されもう保育園必要ないですとか、認可外の施設に行かれています方などを最終的に除外して、確定する数字になりますので、まだ当然確定はしていないような状況です。</p> <p>また、確定次第、教育委員会のほうでもご報告をさせていただきたいと考えております。</p> <p>答弁と同様の内容です。</p>
里内委員	<p>山崎議員の答弁の中で不登校特例校というのは私も初めて聞きましたが、これは新たに学校を設置するということなのか、それとも、今ある学校の中にそういう制度が入るのでしょうか。滋賀県では今、全然ないということですので、どういう方向に守山市としては考えておられるのか教えていただきたいと思います。</p>
学校教育課長	<p>不登校特例校はおっしゃるとおりに滋賀県には1校もございません。近畿に数校ありますがあまり多くなく、答弁でも答えさせていただきましたとおりに、令和5年の3月4日、国が不登校特例校を将来的に全国で300校設置することを目指した計画を答申いたしております。</p> <p>滋賀県が不登校特例校を視察する募集をされている段階でして、本市としましても、これから研究していくというような状況です。新しく校舎を建てるケースもあれば元々ある校舎を借りて運営している学校もあります。</p> <p>設置は文部科学省に認められれば市および県で設置ができますが、今</p>

<p>教育長</p>	<p>のところはまだ調査研究の段階でありまして、方向性については決まっておられません。</p> <p>大きく違うのはカリキュラムで、通常の1時間目から6時間目まで決められた学習を進めていくというよりは、どちらかという体験的な活動や、習熟度により、できるだけ子どもそれぞれの状況に合わせて適応できる教育過程で組んでもよいという学校ですけれども、今はまだ実践を見ているところで、しっかりと制度設計をしないと着実なものとはできないので、どちらかいうと市はまだ調査研究している段階だと思います。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>無いようですので、事務局のほうから、他に報告事項はありませんか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>ございません。</p>
<p>教育長</p>	<p>これで報告事項を終わります。</p> <p>次に、日程第5その他事項に移ります。</p> <p>まず、「守山市地域総合センター運営審議会委員の推薦について」教育総務課長から説明を求めます。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>【教育総務課長が資料により説明】</p>
<p>教育長</p>	<p>只今の件につきまして、先に通知がありましたので会議前に協議をいたしました。その結果、守山市地域総合センター運営審議会委員には、吉田委員にお願いすることになりましたことをご報告いたします。</p> <p>吉田委員、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>次に「寄付採納一覧について」、「教育委員会関係行事等について」、「教育委員会の日程等について」の説明は省略いたしますが、この件についてご質問等ございませんか。</p> <p>無いようですので、事務局のほうからその他ありませんか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>ございません。</p>
<p>教育長</p>	<p>これで「その他事項」を終わります。</p> <p>これもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。</p> <p>それでは次回令和5年第4回守山市教育委員会定例会は4月25日火</p>

曜日午後 1 時 30 分から守山市役所東棟 3 階大会議室にて開催いたします。

また、守山市教育委員会定例会終了後、総合教育会議を開催いたしますので、委員の皆さまよろしくお願いたします。

[閉会 午後 2 時 30 分]